

民法の勉強方法

司法試験合格者 千葉智達

1 民法の勉強方法

(1) 基本的な勉強方法

→問題を解き，その範囲について基本書・判例を確認する

*なお，基本書の通読も数回は必要

(2) 注意点

①過去問を優先する

∵過去問だけでもかなりの量になる

②参考答案についている問題集を使う

∵答案の方向性が大きくずれることがなくなる

③基本書等で確認しても全く分からないものはとばす

∵他の所を勉強することにより初めて理解できるようになるものもある

④ノート等に必ずまとめる

∵まとめないとやったことを忘れる

⑤司法試験の出題の趣旨・採点実感は必ず読む

∵勉強の方向性等を学ぶことができる

2 民法の答案の書き方

(1) 論点の拾い方

①当事者の主張→②効果→③要件

民法の答案は，上記のような流れで考える。具体的には，まず当事者が何を求めているか(ex.目的物の引渡し，金銭の請求)を特定する(①)。その後，その求めている主張に対応する法的効果が何かを考え(②)，条文等からその要件が何かを考える。そして，要件が分かったら，その事案において要件を充たすか検討する(③)。

これを意識せずに解こうとすると，論点を落とし，評価が下がることがあるため，難しい問題ほどこれを意識すべきである。

(2) 論点の書き方

他の科目と同様に規範定立→当てはめ→結論の順に論じる。

3 実践

*問題は別紙参照

まず、当事者の主張①は、土地の所有権である。そして、それを実現する効果としては、占有訴権や物権的請求権(返還請求権)などが考えられるところ、本件では、物権的請求権(返還請求権)を検討する②。その要件としては、条文はないが、請求者の所有権及び相手方の無権原占有である③。

もっとも、本件では、Cは所有権を有していないことから、Cから土地を買ったDは所有権を取得できないのが原則である。そこで、94条2項の類推適用*1によりDが所有権を取得できないか検討することになる。その要件*2は、①虚偽の外観、②①の作出についての本人の帰責性、③①についての第三者の保護に値する信頼(善意)であり、本件でこの要件を充たすか検討する。

なお、もともとなった昭和48年に出題された問題は、CがDから借金して土地に抵当権を設定し、Eが競落したという事案である。これはより問題が複雑になったものであり、余裕がある人は解いてみてほしい。

*1 類推適用を論じる際には、直接適用ができない旨を述べる。

*2 この際には、理由を趣旨から論じる。

以 上

〔問題〕（昭和48年度 第1問 改題）

Aは、代理人Cを通してBから土地を購入しその引渡しを受けたが、Aは自己名義にするのをきらって、C名義に移転登記をし、そのまま数年を経た。その後、CはDに土地を売却した。Dは、Aに対して、土地の所有権に基づきその引渡しを請求できるか。

参考答案

1 Dは、Aに対して、本件土地の所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権を根拠に土地の引渡しを請求できるか。

この点、明文はないが、物権的返還請求権の要件は、請求者の所有権及び相手方の無権原占有である。

2 (1) 本件では、DはCから本件土地を購入(555条)しているところ、Cは本件土地について無権利であり、登記に公信力が認められない以上、Dは所有権を取得できないのが原則*1である。

(2) もっとも、Dは、C名義の登記を信頼して売買契約を締結しており、この信頼を保護しないと取引の安全を害することになる。そこで、94条2項の類推適用により、これを保護できないか。

ア この点、本件では、AC間に通謀(94条1項)がない以上、94条2項の直接適用はできない*2。

もっとも、同項の趣旨*3は、権利外観法理の現れ、すなわち、虚偽の外観を真実と信頼した第三者を保護し取引の安全を図ることにある。そうであるとする、通謀がなくても、以下の要件のもとでは、趣旨が妥当し類推の基礎があるため、94条2項の類推適用ができると解する。具体的には、①虚偽の外観が存在し、②①の作出につき本人に帰責性があり、③①について第三者が信頼した場合に、類推適用が可能であると解する。なお、③については、本人の帰責性が大きいことから、善意のみで足りると解する。

イ 本件では、土地の所有者がAであるにもかかわらずC名義の登記がなされており、虚偽の外観が存在するといえる(①)。

また、C名義の登記は、Aが自己名義にするのをきらって移転登記をしたものであり、また、その登記はそのまま数年間放置されている。そうすると、Aは自ら登記をしている以上、Cとの通謀がなくても、その虚偽の外観の作出につき帰責性があるといえる(②)。

ウ よって、Dが、①について善意(③)であれば、94条2項の類推適用により、Dは本件土地の所有権を取得できる。

3 したがって、Dが善意であれば、Dの所有権は認められ、また、Aは本件土地の占有について権原を失うため、DはAに対して、本件土地の引渡しを請求できる。

以上

*1 原則を述べる

*2 直接適用ができない旨の明示

*3 趣旨からの論述